

道路占用料

占有物件の種類	区分	単位	占用料（単位円）		
			改正前	現行	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	1,100	950	
	第2種電柱	1本1年につき	1,600	1,500	
	第3種電柱	1本1年につき	2,200	2,000	
	第1種電話柱	1本1年につき	940	850	
	第2種電話柱	1本1年につき	1,500	1,400	
	第3種電話柱	1本1年につき	2,100	1,900	
	その他の柱類	1本1年につき	94	85	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,900	1,700	
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	790	720	
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,300	2,400	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	9	9	
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル1年につき	6	5	
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	920	830	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	570	510	
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,900	1,700	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	40	36	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	57	51	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	85	77	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	110	100	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	170	150	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	230	200	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	400	360	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	570	510	
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	1,100	1,000	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1年につき	1,900	1,700	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	1,100	1,200
	地下に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	680	710
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	1,900	1,700
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル1日につき	23	24
	その他のもの		占用面積1平方メートル1月につき	230	240
	看板（アーチ）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	230	240

令第7条第1号に掲げる物件	であるものを除く	その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,300	2,400	
	標識		1本1年につき	1,500	1,400	
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		1本1日につき	23	24
		その他のもの		1本1月につき	230	240
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		その面積1平方メートル1日につき	23	24
		その他のもの		その面積1平方メートル1月につき	230	240
	アーチ	車道を横断するもの		1基1月につき	2,300	2,400
その他のもの			1基1月につき	1,100	1,200	
令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートル1年につき	1,900	1,700	
令第7条第3号に掲げる施設			占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.034を乗じて得た額	Aに0.033を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートル1月につき	230	240	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占有面積1平方メートル1月につき	190	170	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.024を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額	
	その他のもの		占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.034を乗じて得た額	Aに0.033を乗じて得た額	
令第7条第12号に掲げる器具			占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.034を乗じて得た額	Aに0.033を乗じて得た額	

※Aとは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。